

(証券コード 3950)

平成28年3月14日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

**ザ・パッコ株式会社**

取締役社長 中 尾 吉 計

## 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号 当社大阪工場本館3階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第64期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第64期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成27年 1月 1日)  
(至 平成27年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は改善しているものの、全般的に足踏み状態となっています。消費者マインドは持ち直していますが、この冬は暖冬の影響もあって、実際の個人消費にはさほど勢いがありません。また、雇用情勢は改善されていますが、所得の増加には繋がっておりません。外国人によるインバウンド消費は、円安効果が一巡しましたが、まだまだ活発な状況が続いており、景気を押し上げる要因となっています。一方、海外については、中国や新興国経済の成長鈍化懸念や、米国経済の金融政策における今後の動向など、先行きについては不透明と言えます。

このような状況の中、当社は、中期経営計画の目標達成に向けて「明るく、素早く、正確に」をスローガンに、グループ全社が結束して新たな市場開拓と適正価格による販売に注力する一方、積極的な設備投資や新商品開発、品質管理の改善など業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は880億43百万円（前期比2.6%増加）、営業利益は62億32百万円（前期比13.8%増加）、経常利益は64億68百万円（前期比13.4%増加）となり、当期純利益は40億67百万円（前期比5.9%減少）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	52,186 <sup>百万円</sup>	102.7 %	59.3 %
化成品事業	19,575	105.9	22.2
その他事業	16,281	98.6	18.5
合計	88,043	102.6	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の59.3%を占めるこの部門では、紙袋(対連結売上高構成比32.1%)は、大量生産型紙袋の販売が伸びたことや、平成26年4月に子会社化した西日本印刷工業株式会社の売上が貢献し、また、ザ・パックアメリカコーポレーションの売上が好調で、紙袋の連結売上高は282億36百万円(前期比3.8%増加)となりました。

紙器(同上構成比14.6%)は、食品用パッケージが堅調で、連結売上高は128億50百万円(前期比1.7%増加)となりました。

段ボール(同上構成比10.2%)は、生産市場の業績が回復傾向にあること、その他の業種でも売上が堅調であったため、連結売上高は90億2百万円(前期比2.4%増加)となりました。

印刷(同上構成比2.4%)は、株式会社京浜特殊印刷、日幸印刷株式会社ともに受注が低調に推移し、連結売上高は20億96百万円(前期比4.3%減少)となりました。

以上により、この部門の連結売上高は521億86百万円(前期比2.7%増加)となり、営業利益は45億35百万円(前期比15.6%増加)となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の22.2%を占めるこの部門では、活発なインバウンド消費の影響もあり、紙おむつ用製品の受注が好調に推移し、連結売上高は195億75百万円(前期比5.9%増加)となりました。営業利益は9億63百万円(前期比22.6%増加)となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の18.5%を占めるこの部門では、主にPASシステム(包装資材その他の製造・調達から在庫管理、納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム)に係る用度品等の売上が減少し、連結売上高は162億81百万円(前期比1.4%減少)、営業利益は16億51百万円(前期比1.8%減少)となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、16億57百万円であります。その主なものは、当社大阪工場および株式会社京浜特殊印刷の製造設備の増強であります。

なお、これらの資金調達につきましては、自己資金により賄っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 61 期 平成24年度	第 62 期 平成25年度	第 63 期 平成26年度	第 64 期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	84,554	84,315	85,809	88,043
経 常 利 益 (百万円)	5,261	5,391	5,703	6,468
当 期 純 利 益 (百万円)	3,009	3,301	4,322	4,067
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	151.30	165.98	217.26	205.94
総 資 産 (百万円)	65,532	65,091	70,304	73,142
純 資 産 (百万円)	36,569	39,507	42,926	45,412
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,837.34	1,984.74	2,156.41	2,312.73

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) 京 浜 特 殊 印 刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷
日 幸 印 刷 (株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷
(株) パ ッ ク タ ケ ヤ マ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西 日 本 印 刷 工 業 (株)	45百万円	100.00%	紙加工品の印刷、その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・パッカアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

#### (4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、企業業績は、概ね堅調に推移していますが、政府による経済財政政策も、未だ所得増加に結びつかず、個人消費に勢いはありません。また為替相場も不安定な状態が続いております。当社の属する包装業界におきましても、個人消費の影響が大きい流通業界や専門店の業績が不透明で、厳しい市場環境が続くものと思われまます。

当社の属する業界は、既存の顧客、扱い製品だけでは大きな業績の伸長を望みにくい成熟産業とされています。そのため、当社は、従来からの主力製品に加え、米袋、紙おむつ用製品、食品用パッケージ等、販売先市場や扱い製品を開拓してまいりました。今後も、需要が見込める新たな市場の開拓や製品の開発に注力し、必要となる設備には積極的に投資して事業の拡大に努めてまいります。

また、近年では、円安等に伴う原材料や輸入品の価格上昇傾向が継続しております。当社は、企画提案販売と品質管理を強化して顧客満足度の向上を図ると共に業務改革による合理化を一層推進して利益体質強化に努め、中長期的な経営方針を着実に実行して、さらなる業績の向上を目指す所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

#### (5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボール、段ボール箱などの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パッタケヤマ 西日本印刷工業(株) ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 特百嘉包装制品(常熟)有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ 西日本印刷工業(株) ザ・パッカアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社 (大阪市東成区)

本部・支社 東京本部(東京都渋谷区)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、  
関東支社(千葉県松戸市)、横浜支社、名古屋支社、京都支社、神戸支社、  
岡山支社、広島支社、四国支社(高松市)、福岡支社

大 阪 工 場 (大阪府東大阪市)

奈 良 工 場 (奈良県大和郡山市)

東 京 工 場 (埼玉県日高市)

茨 城 工 場 (茨城県日立市)

② 子 会 社

国 内 (株)京浜特殊印刷(大阪) 日幸印刷(株)(大阪)

(株)パッタケヤマ(大阪) 西日本印刷工業(株)(大阪)

海 外 ザ・バックアメリカコーポレーション(米国)

特百嘉包装品貿易(上海)有限公司(中国)

特百嘉包装制品(常熟)有限公司(中国)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,140 名	11名増

(注) 上記のほか、当社執行役員7名および臨時使用人523名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
856 名	6名増	39.8 歳	17.1 年

(注) 上記のほか、執行役員7名、子会社等への出向者16名および臨時使用人471名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株                  |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株（自己株式284,512株を含む） |
| ③ 株主数      | 5,901名                       |
| ④ 大株主      |                              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 <sup>千株</sup>	10.6%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,801	9.2
ザ・パックス取引先持株会	1,261	6.4
森田商事株式会社	1,013	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	868	4.4
北越紀州製紙株式会社	622	3.2
ザ・パックス社員持株会	567	2.9
大王製紙株式会社	545	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	494	2.5
七條紙商事株式会社	448	2.3

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（284,512株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項および定款第9条の定めにより、平成27年3月27日開催の当社取締役会決議に基づき、平成27年4月1日から6月30日の間、市場取引にて、217,900株（発行済株式総数に対する割合は1.09%）の自己株式を総額556百万円で取得いたしました。
- ロ. 当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項および定款第9条の定めにより、平成27年11月10日開催の当社取締役会決議に基づき、平成27年11月11日に、市場取引にて、60,000株（発行済株式総数に対する割合は0.30%）の自己株式を総額176百万円で取得いたしました。



## (2) 新株予約権等に関する事項

### ① 職務執行の対価として発行した新株予約権等の状況

区分	第1回株式報酬型新株予約権（2015年5月11日発行）
発行決議の日	2015年5月8日
新株予約権の数	89個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式8,900株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	225,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年5月11日から平成32年5月10日まで
新株予約権の行使の条件	1. 行使期間内において、当社役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を一括行使できる。 2. 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

(注) 払込金額に基づく債務は、当社に対して有する報酬請求権と相殺され、金銭の払込みはありません。

### ② 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交 付 者 数
取締役（社外・非常勤を除く）	第1回株式報酬型新株予約権	75個	普通株式 7,500株	9名

### ③ 当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交 付 者 数
執行役員	第1回株式報酬型新株予約権	14個	普通株式 1,400株	7名

## (3) 会社役員に関する事項

## ① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 尾 吉 計	営業本部長 品質管理本部長 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司董事長 特百嘉包装制品（常熟）有限公司董事長
取締役副社長	松 本 康 夫	
専 務 取 締 役	稲 田 光 男	東日本事業本部長 ザ・バックアメリカコーポレーション取締役会長
同 同 同	木 森 啓 至	管理本部長
常 務 取 締 役	木 奥 田 啓 良	西日本事業本部長
同 同 同	寺 岡 由 則	製造本部長 東京製造事業部長 株式会社京浜特殊印刷代表取締役
同 同 同	瀧 之 上 輝 生	生産事業本部長 製造本部副本部長 大阪製造事業部長 日幸印刷株式会社代表取締役
取 締 役	山 下 英 昭	東京第二事業部長
同 同 同	藤 井 英 道	管理本部副本部長 法務部長
同 同 同	林 拓 史	公認会計士、税理士 川上塗料株式会社社外監査役
取 締 役 相 談 役	森 田 和 子	公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	佐 藤 誠 司	公認会計士、税理士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 新家工業株式会社社外取締役
同 同 同	西 川 洋 郎	
監 査 役	西 尾 宇 一 郎	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役
同 同 同	玉 越 久 義	

- (注) 1. 山本清一氏および前田豊氏は、平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 林拓史氏は、平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
3. 平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会において、林拓史氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
4. 平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会において、佐藤誠司氏、西尾宇一郎氏および玉越久義氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役林拓史氏は、社外取締役であります。
6. 監査役西尾宇一郎氏および玉越久義の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役林拓史氏、監査役西尾宇一郎氏および監査役玉越久義氏につきましては、東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
8. 監査役西尾宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	11 名	348 百万円	うち社外取締役1名、社外監査役4名 16百万円
監 査 役	7	39	
合 計	18	387	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額31百万円ならびに平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（山本清一氏、前田豊氏、林拓史氏）の在任中の報酬を含んでおります。
2. 林拓史氏は、平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に含めて記載しております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470万円以内、監査役は年額70万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬額には、社内取締役に付与した株式報酬型ストックオプションのうち、当事業年度の職務執行分に対応する部分の金額16百万円を含んでいます。  
社外取締役に対するストックオプションの付与はありません。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 取締役

###### ・重要な兼職先と当社との関係

取締役林拓史氏は、川上塗料株式会社の社外監査役であります。当該会社と当社との間には取引関係はございません。

###### ・当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
林 拓 史	平成27年3月27日に就任してから開催された取締役会4回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門の見地からの発言を行っております。

##### ロ. 監査役

###### ・重要な兼職先と当社との関係

監査役西尾宇一郎氏は、新家工業株式会社の社外取締役であります。当該会社と当社との間には取引関係はございません。

監査役玉越久義氏は、トモシアホールディングス株式会社の社外監査役であります。当該会社と当社との間には取引関係はございません。

###### ・当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
西 尾 宇 一 郎	平成27年3月27日に就任してから開催された取締役会4回の全ておよび監査役会10回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門の見地からの発言を行っております。
玉 越 久 義	平成27年3月27日に就任してから開催された取締役会4回の全ておよび監査役会10回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門の見地からの発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円

ロ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「生産性向上設備投資計画に関する確認業務」を委託し、対価を支払っております。

##### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積もりの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### ⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が、平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

###### イ. 処分対象者

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

###### ロ. 処分の内容

契約の新規締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

###### ハ. 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

### 3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### 内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の監査役は監査役会規定および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規定に基づき当社グループの内部監査を行う。
  - ② 当社の管理本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
  - ③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに従業員に対する、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
  - ④ 当社グループの従業員からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
  - ⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規定、稟議手続規定および秘密情報管理規定その他の社内規定等に基づき行う。
  - ② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規定、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規定その他の社内規定に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規定に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。

### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付取締役による経営会議、取締役等、事業部長以上およびグループ会社社長による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門およびグループ会社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
- ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規定に基づくものとする。
- ③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。

### 5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規定に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制および業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告する体制を整備する。
- ② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規定その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社の管理本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。

- ③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。
7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室は、監査役の指揮命令の下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。
8. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、当社の取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
- ② 当社およびグループ会社は、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 当社グループの役員および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 当社グループの従業員は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。



9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて随時に会合をもち意見交換を行う。

11. 社内規定等の整備

- ① 本基本方針に係る社内規定、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規定」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。

② コンプライアンス

社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的実施し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。

③ リスク管理

当社が定める社内規定、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。

#### ④ 取締役の職務執行体制

取締役会は、5回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。経営上の重要事案については、役付取締役により構成される経営会議で審議したうえで取締役会に上程している。

#### ⑤ 監査役の職務執行体制

監査役は、4名中2名が社外監査役である。

監査役会は13回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。

各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切に、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専門メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱い品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パックス株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックスアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装製品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始した他、国内においても平成21年に株式会社パックスケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23年には埼玉県日高市に東京工場を竣工し、生産能力の増強と物流機能の集約を行い、首都圏市場への対応力を強化しました。また、平成26年には1月に連結子会社である株式会社ザ・ニコルスの吸収合併を行い、不採算事業の整理を行うとともに、同年6月に西日本印刷工業株式会社の全株式を取得して完全子会社化し、九州地区における生産拠点を確立する等、ザ・パックスグループとして事業を拡大してまいりました。

その間、平成3年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

これらの業績向上や財務体質強化に努める一方、当社は従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5年にはザ・パックスフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

- ・環境対応NO. 1の会社になろう
- ・品質NO. 1の会社になろう
- ・コストNO. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パックス21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社是「愛し愛され」に基づく「人を大切にし、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことを、当社および当社グループの企業価値および株主共同の利益を高める取組みとして実行してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月9日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、本プランの一部変更を経て成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において、同株主総会の日から3年間（平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるものです。

#### ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>45,936</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>23,471</b>
現金及び預金	8,589	支払手形及び買掛金	14,940
受取手形及び売掛金	23,506	電子記録債務	4,115
有価証券	6,399	未払法人税等	1,305
商品及び製品	5,145	賞与引当金	186
仕掛品	713	役員賞与引当金	43
原材料及び貯蔵品	748	その他	2,879
繰延税金資産	205	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,258</b>
その他	639	繰延税金負債	348
貸倒引当金	△ 11	退職給付に係る負債	3,727
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,205</b>	その他	182
<b>有形固定資産</b>	<b>21,453</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,729</b>
建物及び構築物	7,709	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	5,261	科 目	金 額
工具、器具及び備品	185	<b>株 主 資 本</b>	<b>44,077</b>
土地	8,066	資本金	2,553
建設仮勘定	231	資本剰余金	3,167
<b>無形固定資産</b>	<b>143</b>	利益剰余金	39,095
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,608</b>	自己株式	△ 739
投資有価証券	4,561	その他の包括利益累計額	1,287
繰延税金資産	419	その他有価証券評価差額金	1,763
その他	688	繰延ヘッジ損益	△ 5
貸倒引当金	△ 60	為替換算調整勘定	△ 114
<b>資 産 合 計</b>	<b>73,142</b>	退職給付に係る調整累計額	△ 355
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>20</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>27</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>45,412</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>73,142</b>

# 連結損益計算書

(自 平成27年 1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		88,043
売上原価		67,836
売上総利益		20,207
販売費及び一般管理費		13,975
営業利益		6,232
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	83	
受取賃貸料	62	
その他	48	294
営業外費用		
支払利息	0	
貸入原価	9	
売上債権売却損	3	
為替差損	15	
その他	29	58
経常利益		6,468
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	20	26
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	16	
会員権評価損	0	
支払補償費	44	63
税金等調整前当期純利益		6,432
法人税、住民税及び事業税	2,246	
法人税等調整額	117	2,364
少数株主損益調整前当期純利益		4,068
少数株主利益		0
当期純利益		4,067

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1月 1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	2,553	3,167	36,330	△ 6	42,045
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 314		△ 314
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,553	3,167	36,016	△ 6	41,731
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 989		△ 989
当期純利益			4,067		4,067
自己株式の取得				△ 732	△ 732
自己株式の処分		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	3,078	△ 732	2,345
平成27年12月31日残高	2,553	3,167	39,095	△ 739	44,077

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成27年1月1日残高	1,108	39	△ 74	△ 220	852	—	27	42,926
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					—			△ 314
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,108	39	△ 74	△ 220	852	—	27	42,612
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当					—			△ 989
当期純利益					—			4,067
自己株式の取得					—			△ 732
自己株式の処分					—			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	654	△ 44	△ 40	△ 134	435	20	△ 0	454
連結会計年度中の変動額合計	654	△ 44	△ 40	△ 134	435	20	△ 0	2,800
平成27年12月31日残高	1,763	△ 5	△ 114	△ 355	1,287	20	27	45,412



## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

ザ・パック株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 智 英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第64期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月22日

ザ・パックス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 誠 司 ㊞

常勤監査役 西川 洋 ㊞

監査役 西尾 宇一郎 ㊞

監査役 玉越 久義 ㊞

(注) 監査役西尾宇一郎及び玉越久義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>41,215</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,666</b>
現金及び預金	6,589	支払手形	3,561
受取手形	3,312	電子記録債	4,115
売掛金	17,559	買掛金	10,357
有価証券	6,399	未払金	891
商品及び製品	4,829	未払法人税等	1,234
仕掛品	534	未払消費税	353
原材料及び貯蔵品	616	賞与引当金	167
立替金	741	役員賞与引当金	36
繰延税金資産	179	設備関係支払手形	211
その他	458	その他	735
貸倒引当金	△ 6	<b>固定負債</b>	<b>3,114</b>
<b>固定資産</b>	<b>26,750</b>	退職給付引当金	3,041
<b>有形固定資産</b>	<b>18,224</b>	長期未払金	73
建物	6,897	<b>負債合計</b>	<b>24,781</b>
構築物	115	<b>純資産の部</b>	
機械及び装置	4,080	科 目	金 額
車両運搬具	12	<b>株主資本</b>	<b>41,406</b>
工具、器具及び備品	151	資本金	2,553
土地	6,910	資本剰余金	3,158
建設仮勘定	56	資本準備金	2,643
<b>無形固定資産</b>	<b>128</b>	その他資本剰余金	514
借地権	30	<b>利益剰余金</b>	<b>36,433</b>
ソフトウェア	85	利益準備金	449
その他	13	その他利益剰余金	35,984
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,397</b>	買換資産圧縮積立金	140
投資有価証券	4,561	別途積立金	32,001
関係会社株式	1,179	繰越利益剰余金	3,843
関係会社出資金	434	<b>自己株式</b>	<b>△ 739</b>
長期貸付金	1,810	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,757</b>
破産更生債権等	4	その他有価証券評価差額金	1,763
繰延税金資産	224	繰延ヘッジ損益	△ 5
その他	239	<b>新株予約権</b>	<b>20</b>
貸倒引当金	△ 56	<b>純資産合計</b>	<b>43,184</b>
<b>資産合計</b>	<b>67,965</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>67,965</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 1月 1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		80,043
売 上 原 価		61,609
売 上 総 利 益		18,433
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,772
営 業 利 益		5,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	90	
受 取 配 当 金	83	
そ の 他	191	365
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	32	33
経 常 利 益		5,993
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20	26
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	15	
会 員 権 評 価 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49	
支 払 補 償 費	44	111
税 引 前 当 期 純 利 益		5,908
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,138	
法 人 税 等 調 整 額	88	2,226
当 期 純 利 益		3,682

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年1月1日残高	2,553	2,643	514	3,158
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,553	2,643	514	3,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
買換資産圧縮 積立金の取崩				
税率変更に伴う買換 資産圧縮積立金の増加				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0
平成27年12月31日残高	2,553	2,643	514	3,158

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
		買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成27年1月1日残高	449	135	30,601	2,867	34,054	△ 6	39,759	
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 314	△ 314		△ 314	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	449	135	30,601	2,553	33,740	△ 6	39,445	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 989	△ 989		△ 989	
当期純利益				3,682	3,682		3,682	
買換資産圧縮 積立金の取崩		△ 9		9	—		—	
税率変更に伴う買換 資産圧縮積立金の増加		13		△ 13	—			
別途積立金の積立			1,400	△ 1,400	—		—	
自己株式の取得						△ 732	△ 732	
自己株式の処分							0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	4	1,400	1,289	2,693	△ 732	1,960	
平成27年12月31日残高	449	140	32,001	3,843	36,433	△ 739	41,406	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年1月1日残高	1,108	39	1,147	—	40,907
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 314
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,108	39	1,147	—	40,593
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 989
当期純利益					3,682
買換資産圧縮 積立金の取崩					—
税率変更に伴う買換 資産圧縮積立金の増加					—
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△ 732
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	654	△ 44	609	20	629
事業年度中の変動額合計	654	△ 44	609	20	2,590
平成27年12月31日残高	1,763	△ 5	1,757	20	43,184

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

ザ・パックス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月22日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 誠 司 ㊟

常勤監査役 西川 洋 ㊟

監査役 西尾 宇一郎 ㊟

監査役 玉越 久義 ㊟

(注) 監査役西尾宇一郎及び玉越久義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第64期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額490,387,200円

なお、平成27年9月に中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、通期では1株につき50円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,700,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,700,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 今後の事業展開の可能性を鑑み、現行定款第2条につき、事業目的の追加を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、今後、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条および第34条につき所要の変更を行うものであります。なお、第27条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~8. &lt;現 行 ど お り&gt;</p> <p>9. 一般貨物自動車運送事業<u>及び自動車運送取扱事業</u></p> <p>10.~15.&lt;現 行 ど お り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~8. &lt;現 行 ど お り&gt;</p> <p>9. 一般貨物自動車運送事業、<u>自動車運送取扱事業及び貨物利用運送事業</u></p> <p>10.~15.&lt;現 行 ど お り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役11名が任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため1名増員して、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	な か お よ し か ず 中尾吉計 (昭和27年9月15日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 東日本営業統括局長 平成10年3月 取締役 平成14年3月 常務取締役 平成19年1月 専務取締役 平成20年7月 取締役副社長 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	22,800株
2	ま つ も と や す お 松本康夫 (昭和27年7月16日)	昭和50年4月 当社入社 平成12年1月 大阪第一事業部長 平成13年3月 取締役 平成16年3月 常務取締役 平成17年1月 大阪事業本部長 平成22年1月 営業本部長(現任) 平成23年1月 専務取締役 平成24年2月 品質管理本部長 平成27年3月 取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司董事長 特百貨包装制品(常熟)有限公司董事長	20,100株
3	い な だ み つ お 稲田光男 (昭和31年12月11日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年1月 東京第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役 平成22年1月 東京事業本部長 平成27年1月 東日本事業本部長 平成27年3月 専務取締役(現任) 平成28年1月 西日本事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ザ・パックスアメリカコーポレーション取締役会長	13,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	き も り け い じ 木 森 啓 至 (昭和26年8月5日)	昭和49年4月 当社入社 平成13年1月 大阪第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成22年1月 常務取締役 平成22年1月 大阪事業本部長 平成25年1月 管理本部長(現任) 平成27年3月 専務取締役(現任)	15,200株
5	お く だ り ょ う ぞ う 奥 田 良 三 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年1月 東京第一事業部長 平成14年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成21年3月 東京事業本部長 平成22年1月 調達本部長 平成24年1月 購買本部長 平成25年1月 大阪事業本部長 平成27年1月 西日本事業本部長 平成28年1月 購買・品質管理事業本部長(現任)	13,800株
6	て ら お か よ し の り 寺 岡 由 則 (昭和29年10月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 東京製造事業部長 平成14年3月 取締役 平成18年1月 大阪製造事業部長 平成24年1月 製造本部長 平成24年7月 東京製造事業部長(現任) 平成25年1月 製造購買本部長 平成25年3月 常務取締役(現任) 平成26年7月 製造本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役	13,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	たきのうえ てるお 瀧之上 輝 生 (昭和36年4月30日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年1月 大阪製造事業部化成品製造部長兼 開発本部生産技術部長 平成18年1月 奈良製造事業部製造部長 平成20年1月 大阪製造事業部長(現任) 平成23年3月 取締役 平成24年1月 製造本部副本部長 平成25年1月 製造購買本部副本部長 平成26年4月 生産事業本部長(現任) 平成26年7月 製造本部副本部長(現任) 平成27年3月 常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日幸印刷株式会社代表取締役	5,300株
8	やました ひであき 山下 英 昭 (昭和32年6月7日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年1月 東京第一事業部一部部長 平成18年1月 東京第二事業部副事業部長 平成20年1月 東京第二事業部長 平成23年1月 執行役員 平成25年3月 取締役(現任) 平成28年1月 東日本事業本部長(現任)	6,200株
9	ふじい みちひさ 藤井 道 久 (昭和33年8月21日)	平成17年4月 当社入社 平成17年4月 購買事業部企画開発部長 平成20年1月 経営企画部長 平成24年1月 執行役員 平成24年1月 管理本部副本部長(現任) 平成26年3月 取締役(現任) 平成27年3月 法務部長(現任)	3,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	はやし ひろふみ 林 拓史 (昭和40年8月17日)	平成3年10月 会計士補登録 平成3年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成13年1月 個人事務所(現林公認会計士・税理士事務所)開設(現在にいたる) 平成13年3月 税理士登録 平成26年3月 当社社外監査役 平成27年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 川上塗料株式会社社外監査役	400株
11	もりた かずこ 森田 和子 (昭和3年9月9日)	昭和27年5月 当社入社 昭和40年1月 管理本部副本部長 昭和61年3月 取締役 平成7年3月 代表取締役会長 平成10年3月 取締役相談役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長	48株
12	※ おかだ すすむ 岡田 進 (昭和33年11月11日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年1月 部長(ザ・パックアメリカコーポレーション取締役社長) 平成20年1月 東京事業本部付部長 平成22年1月 購買事業部長 平成23年1月 執行役員(現任) 平成24年1月 九州事業部長(現任)	3,900株

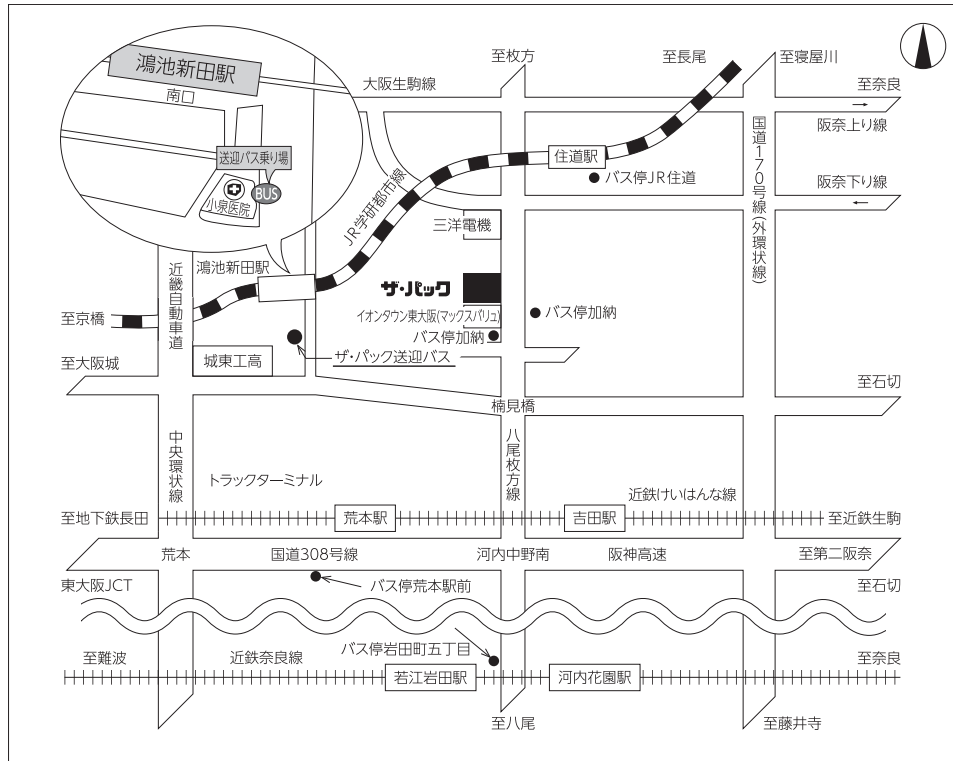
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 拓史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
3. 林 拓史氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、その知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。
4. 林 拓史氏は、平成26年3月28日から平成27年3月27日まで当社の社外監査役に就任されていましたが、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、独立性に影響を与えるおそれはございません。
5. 林 拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、林 拓史氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任限定契約を締結しております。  
その契約内容は次のとおりであります。
- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- なお、本議案が承認可決され、林 拓史氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. ※印は、新任の取締役候補者であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内

会 場 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号  
当社大阪工場本館3階会議室  
TEL 072-962-1221



- ・ JR学研都市線鴻池新田駅下車、当社送迎バス(9時から9時40分まで運行、約10分)
  - ・ JR学研都市線住道駅下車、近鉄バス近鉄八尾駅前行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
  - ・ 近鉄奈良線若江岩田駅下車、東へ徒歩5分、近鉄バス岩田町五丁目バス停からJR住道行きまたは萱島行き乗車約20分、加納バス停下車、北へすぐ
  - ・ 近鉄けいはんな線荒本駅下車、近鉄バスJR住道行きまたは萱島行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
- (当日、近鉄バスは道路混雑による延着が予想されます。また便数があまりございませんので、できるだけJR学研都市線鴻池新田駅より当社送迎バスをご利用ください。)